

著作権法における「創作性」の概念とマージ理論

システムサイエンス事件（東京高決平1・6・20）をめぐって

序

平成元年6月20日、東京高裁は、システムサイエンス事件について決定を下した。この決定は、侵害されたと主張されたコンピュータ・プログラム4件のうち1件について、創作性がないとして、その著作物性を否定した。この決定は、プログラムの創作性を否定した事例として、世の目を集めた。たとえば、同年10月30日の日本経済新聞掲載の記事によれば、この決定の内容はプログラムに対して米国の裁判所が認めている著作権の範囲よりも厳しいものであり、米国の弁護士も対応を検討しているとのことである。また、同記事によれば、「著作権法からみて、プログラム著作物に特別な創作性認定基準を設ける根拠は全くない」とこの判決を批判する専門家もあるとのことである。

しかし、私見では、この決定における創作性概念は特異なものではない。過去の裁判例を検討した結果、この決定における創作性概念は、伝統的な創作性概念を踏襲するものであると考える。また、私見では、ここに示された日本法における創作性概念は、米国法におけるそれとは異なるもののプログラム著作物の保護範囲を狭めるものではない。日本法における創作性概念は、アイデアとの関係において表現の自由度が低い場合にはその表現の「個性」を否定している。その結果、日本法における創作性概念は、米国法におけるいわゆる「マージ理論」(merger doctrine)を取り込んだ概念を形成している。米国法ではマージ理論によって、アイデアとの関係において表現の自由度が低い場合にその表現の著作物性を否定する。したがって、マージ理論の考え方を創作性の問題とするか表現の問題とするかの違いはあるにせよ、日米両法における著作物の範囲は大差ないと考える。

以下において、この事件に対する東京高裁の決定、日本法における創作性概念、米国法における創作性概念とマージ理論を検討する。

システムサイエンス事件

1 事実関係

(1) この事件は、プログラムの複製・翻案の差止等を求めた仮処分申立事件である（東京高決平 1.6.20 判例時報 1322 号 138 頁）。

(2) 申立人は、バイオテクノロジー関連装置を開発・製造・販売する会社であり、細菌の発育に対する薬剤の影響を自動的に測定しその結果を出力する装置のプログラム 4 件を開発した。

(3) 相手方は申立人と同種の事業を目的とする会社であるが、申立人の開発した本件プログラム 4 件のうち 3 件を複製し、残り 1 件（「CA-7II」）と類似したプログラム（「CA-9」）をみずから開発し、それぞれのプログラムを用いた装置を製造・販売した。

(4) そこで、申立人は、相手方の行為がそれぞれ本件プログラムの複製権・翻案権侵害であるとして、相手方の前記行為の差止の仮処分を求めた。

2 争点

この事件では、プログラム著作権の帰属と仮処分の必要性も争われたが、最大の争点となったのは相手方による CA-9 プログラムの開発が申立人の CA-7II プログラムの翻案か否かという点であった。

3 東京高裁の決定

(1) 東京高裁は、申立人のプログラムの創作性を否定して、相手方による翻案行為の存在を否定した。すなわち、

「あるプログラムがプログラム著作物の著作権を侵害するものと判断し得るためには、プログラム著作物の指令の組合せに創作性を認め得る部分があり、かつ、後に作成されたプログラムの指令の組合せがプログラム著作物の創作性を認めうる部分に類似していることが必要であるのは当然であるが、CA-7II プログラムのうち抗告人が指摘する部分には、指令の組合せに創作性を認め得ることは疎明されていないというべきである」。

(2) 創作性の有無の具体的検討に入るに当たって、まず、プログラム著作権の侵害認定に対する一般的注意として次のように述べた。

「プログラムはこれを表現する記号が極めて限定され、その体系（文法）も厳格であるから、電子計算機を機能させてより効果的に一の結果を得ることを企図すれば、指令の組合せが必然的に類似することを免れない部分が少なくないものである。従って、プログラム著作物についての著作権侵害の認定は慎重になされなければならない」。

(3) 次に、指令の組合せにおける類似部分の創作性について、

「……『本体側よりデータ入力後の処理ルーチン』の指令の組合せはハードウェアに規制されるので本来的に同様の組合せにならざるを得ないこと、『プリンター動作不能時の処理ルーチン』（……）は、CA-7II プログラムも CA-9 プログラムもともに極めて一般的な指令の組合せを採用していること、……が、一応認められる。……」

以上のとおり、CA-7II プログラムのうち抗告人が指摘する部分の指令の組合せに創作性を認めることは困難である」

と、認定した（傍線筆者、以下同様）。

(4) なお、プログラムにおけるアイデアと表現の区分について、次のように述べた。

「なお、プログラムにおける『処理の流れ』自体は、アルゴリズム、即ち、著作権法第 10 条 3 項 3 号に規定されている『解法』であって著作物としての保護を受けない部分である」。

日本法における創作性の概念

1 著作権法は、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定し(2条1項1号)、「創作性」を著作物の成立要件とする。判例・学説によれば、ここにいう「創作性」とは、著作者の個性の表われである。たとえば、東京地判昭 61.3.3(判例時報 1183号 148頁、判例タイムズ 609号 95頁)は、衆議院議員選挙に関して作成された「当落予想表」の著作物性が争われた事件について、次のようにいう。

「『創作性』は、厳密な意味で独創性とは異なり、著作物の外部的表現形式に著作者の個性が表れていれば十分であると解……するのが相当である」。

単純な模写だけが、個性的ではないのであろうか。創作性を否定した裁判例を分析してみると、次の4つの類型に整理できるように思われる。

「単純な模写」 - 既存の表現を単純にひき写したにとどまる場合

「ささいな改変」 - 既存の表現を改変しているがそれがささいなものにとどまる場合

「アイデアの不可避的表現」 - アイデアや事実(以下「アイデア等」という)の表現として他の表現形式をとりうる余地がない場合

「アイデアの平凡な表現」 - アイデア等の表現として平凡な表現形式にとどまる場合

2 「単純な模写」の場合、著作者の個性の表れる余地がない。たとえば、他の小説の文章をそのまま引き写した場合にはこのことは明らかである。他の絵や書のコピーの場合、機械的コピーには、著作者の個性の表れる余地はない。しかし、手で模写した場合には、まったく同一のものが必ずしもできるわけではなく、そこに著作者の個性の表れる余地がある。この場合は、次に論ずる「ささいな改変」にとどまるか否かの問題となる。

3 「ささいな改変」として創作性が否定されるのは、既存の表現に著作者が改変を加えても、その改変部分がささいなもので既存の表現と識別不能の場合である。

たとえば、既存の地図を編集して作成された「地球儀用世界地図」が、「他の類似の作品と対比して区別しうる独自の創作性を有しない」としてその創作性が争われた事件について、東京高裁は、次のように論じて、その創作性を認めた（東京高判昭 46.2.2 判例時報 643 号 93 頁）。

「各種資料に現れている諸事項を単純に右から左へと採り入れることなく、池田なりに独自の新しい構想と体系とに基づいて各種素材を取捨選択して表現することに努め……たことがそれぞれ認められ、……海流の表現方法が在来の右各世界地図における海流の表現方法と相違することが一見して明白である他、……国名、都市名、その他の地名が英語で表示されていること及び航空路線の取捨選択に於て、本件地球儀用世界地図と右在来の各地球儀用世界地図との間に明白な相違点の存することが認められ……ている。してみれば、原判決が、……他の類似の作品と対比して区別しうる独自の創作性を有する学術的作品であると認め、……著作権の目的と成るべき著作物に該当する旨論定したことは洵に正当である」。

識別不能の改変に創作性を認め、著作権による保護を与えた場合、保護の及ぶ範囲が著作者の創作にかかる改変部分にとどまらず、既存の表現にまで至ることになる。そうなると、既存の表現はそのささいな改変によって、いつまでもパブリック・ドメイン（公有）に帰することなく、改変者によって永遠に独占されることもおこりうる。したがって、ささいな改変が既存の表現から識別不能の場合には創作性を否定することが必要となってくる。

4 「アイデアの不可避的表現」として、表現に創作性が認められないのは、アイデア等を表現するためには他の表現形式をとりえない場合である。

たとえば、原告の発光ダイオードに関する研究報告書が被告の学位論文に盗用されたとして創作性が争われた事件について、大阪地裁は次のように論じて、盗用されたと主張された研究報告書中の表現の創作性を否定した（大阪地判昭 54.9.25 判例タイムズ 397 号 152 頁）。

「著作権法は、著作物を『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と定めているところ（同法 2 条 1 項 1 号参照）、右にいわゆる著作物として著作権法が保護しているのは、思想、感情を、言葉、文字、音、色等によって具体的

に外部に表現した創作的な表現形式であって、その表現されている内容すなわちアイデアや理論等の思想及び感情自体は、たとえそれが独創性、新規性のあるものであっても、小説のストーリー等の場合を除き、原則として、いわゆる著作物とはなり得ず、著作権法に定める著作者人格権、著作財産権の保護の対象にはならないものと解すべきである（アイデア自由の原則）。殊に、自然科学上の法則やその発見及び右法則を利用した技術的思想の創作である発明等は、万人にとって共通した真理であって、何人に対してもその自由な利用が許されるべきであるから、著作権法に定める著作者人格権、著作財産権の保護の対象にはなり得ず、ただそのうち発明等が著作者人格権・著作財産権とは別個の特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権の保護の対象になりえるにすぎないと解すべきである。もっとも、自然科学上の法則やその発見およびこれを利用した発明等についても、これを叙述する叙述方法について創作性があり、その論理過程等を創作的に表現したものであって、それが学術、美術等の範囲に属するものについては、その内容とは別に、右表現された表現形式が著作物として、著作者人格権・著作財産権の保護の対象となりうるものと解すべきである。……

ところで、本件学位論文及び乙第二号証のうち別紙(一)の(一)(二)に記載されている部分は、その記載自体に照らし、自然科学上の法則ないし MgTe-CdTe その他の物質の構造、性質等に関する記述であるところ、前述の通り、このような自然科学上の法則ないし物質の構造、性質上の記述については、その創作的な表現形式（説明方法）が著作者人格権、著作財産権保護の対象となることは格別、その内容自体については、それが仮に原告が最初に着想した独創性のあるものであっても、著作者人格権・著作物利用権保護の対象となるものではないと解すべきであるから、本件学位論文のうち別紙(一)の(一)(二)に記載の部分が乙第2号証中別紙(一)の(一)(二)に記載の部分と、その記述内容がほぼ同一であるからといって、本件学位論文の右部分が乙第二号証に対する原告の著作物公表権、氏名表示権を侵害するものではないというべきである。……

自然科学に関する論文中、単に自然科学上の個々の法則を説明した一部分については、同一の事柄でも種々の表現方法のある一般の文芸作品とは異なり、その性質上その表現形式（方法）において、個性に乏しく普遍性のあるものが多いから、当該個々の法則の説明方法が特に、著作物の個性に基づく創作性のあるものと認められる場合に限って著作者人格権・著作財産権保護の対象になるものと解すべきところ、乙第二号証中別紙(一)の(一)(二)に記載の部分が MgTe、CdTe の構造、性質、その他の科学上の法則を説明する方法として、原告がこれを創作的に表現したものであって、その表現形式（説明方法）が著作者人格権・著作財産権の保護の対象となり得るものであることを認め得る証拠はない」。

この判決は、著作権による保護は表現に対して与えられるがその内容であるアイデア等に対しては与えられない、たとえ表現であってもアイデア等を記述するために不可避的な表現形式にとどまる表現は創作的な表現とは認められない、という理論を明らかにしている。

アイデア等が著作権による保護を受けないというの理論は、著作権法が表現とアイデアの二分法を前提としながら2条1項1号の定義において「表現」を「著作物」であるとしていること、10条2項が「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」の著作物性を否定していること、ならびに10条3項がアイデアである「プログラム言語、規約及び解法」には著作権法による保護が及ばないと規定していることに表れている。

近年、コンピュータ・プログラムに関連して解釈論あるいは立法論としてアイデアに対して著作権による保護を及ぼす議論が見受けられる。コンピュータ・プログラムは、一定のインプットに対して一定のアウトプットをはじきだす技術を表記したものである。プログラムの開発者は、表記自体よりも技術の開発自体に多大の資本を投下するのでこの技術自体の保護を望む。ところが、この技術内容自体はもっぱらアイデアである。そこでプログラムの開発に保護を与える方法として著作権によってアイデアをも保護することが考えられる。しかし、この方法は次のような理由から採りえない。アイデアに著作権を認めた場合、その権利範囲が不明確となり法的安定性が損なわれる。著作物の場合、表現の範囲は（比較的）明確であるが、その背景にあるアイデアの範囲は不明確である。特許権においては、アイデアを保護するが、審査制度によって保護に値するアイデアをふるいにかけるとともに、クレーム制度によって保護されるアイデアの範囲を明確にしている。しかし、著作権法には審査制度やクレーム制度は存在しない。したがって、コンピュータ・プログラムの法的保護は必要であるが、それに相応しい独自の立法措置を行なう必要がある。著作権制度の枠内で保護しようとするかぎり、その保護の範囲はあくまでも「表現」にとどめられなければならない。それは、アイデアが新規なものであっても、古いものであっても、著作権による保護が「表現」にとどまることに変わりはない。

アイデア等の表現がその不可避的な表現形式にとどまる場合は、たとえ表現であっても、創作的な表現とは認められないというの理論は、特許権等の工業所有権制度のコロラリーである。特許権等の工業所有権制度は、アイデアの保護を目的とするが、保護要件の具備を公的機関の審査にかからしめている。アイデア等の単純な記述に著作権による保護が及ぶとすれば、事実上、著作権を侵害せずにはそのアイデア等を一般人が利用することができなくなる。すなわち、公的機関による審査も保護されるアイデアの範囲の公示もなしに、著作権によってアイデア等に

独占権を付与する結果となる。特許権等の工業所有権制度の制度目的に反する。

5 「アイデア等の平凡な表現」として表現に創作性が認められないのは、表現がアイデア等の表現として平凡ないしはありふれた表現形式にとどまる場合である。

たとえば、複式簿記記帳を機械的に行なえるよう仕訳事項を円盤上に配列した「簿記仕訳盤」の創作性が争われた事件について、大阪高裁は、次のように論じてその創作性を否定した（大阪高判昭 38.3.29 下民集 14 巻 3 号 509 頁）。

「右の仕訳盤の放射形区分の中に印刷せられている文章も日常ありふれた取引例を列挙したものであり、又円盤を回転することによって借方及び貸方の各科目欄に表示される勘定科目の名称、配列、組合せ、仕訳方法も最も初歩且つ典型的なものであり、格別学術的に獨創性を有するものではなく、このような普通に専門用語として使用される極り文句に著作権を認めることとなると、その著作者以外は使用できないこととなつて、社会文化の進歩を阻害する恐れもあると見なければならない。かように考えると右の仕訳盤のみを独立して考察の対象とした場合には、先に認定したように昭和 32 年に入り、別の書物の附録として著作権登録を受けていることを考慮に入れてみても、尚且つ之を以て独立の著作物に該当するものと見るに足りないと謂うほかはない」。

また、索引表を設け色彩で分類することに特色を有する万年カレンダーの創作性が争われた事件について、大阪地裁は、次のように論じてその創作性を否定した（大阪高判昭 59.1.26 判例時報 1102 号 132 頁）。

「本件考案において必要とされる 7 個の標識体を色彩によって区別しようとすれば、本件カレンダーの如き虹の 7 色に類する 7 色を採用することは何人も思いつくことであつて右色の選択にも何ら獨創性を見出すことはできない。……

本件カレンダーの万年曆と索引表の組合せ、左右に曆年を配し、上段に各月を配し、その交点に長方形の色彩を配する万年曆の構成は、回転型式やスライド型式で既知のものとなっている万年曆の構想を、索引表と標識体の組合せによるカレンダー方式に置き換えたただけのものであつて（別紙实用新案公報 1 欄 30 行ないし 2 欄 19 行参照）、右既知の万年曆の思想を伝達するものとして特に学術的な創作的表現といい得るかどうかには、それが实用新案法上、新規な考案と認め得るにしても、いまだちゅうちょを覚える」。

文例の選択に特徴を有する「アメリカ語要語集」の創作性が問題になった事件について、東京地裁は、次のように論じている（東京地判昭59.5.14 判例時報 1116 号 123 頁）。

「なお、単語、熟語、慣用句、文例等の日本語訳及び見出し語の英語による言換えは、原告の知的活動の結果表現されたものであると考えられるが、いずれも、日常的によく用いられている単語、熟語、慣用句又は短文の英語を日本語訳又は他の英語に置き換えたものであって、長い文章の翻訳と異なり、英語の語意を正しく理解する能力を有するものであれば、誰が行っても同様のものになると認められるから、原告のみ創作的表現ということとはできない」。

以上のとおり、アイデア等の表現として平凡ないしはありふれた表現形式にとどまっているかぎりには、アイデア等の利用は自由でなければならないという理論によって、著作物性を否定されている。特許権等の工業所有権によって保護されないアイデア等に著作権法によって独占権を与えてはならない。このようなアイデア等は万人の共有財産として何人も自由に使用できなければならない。アイデア等の表現として不可避的な表現形式だけでは誰でも思いつく表現形式をも、著作権による保護から排除しなければ、アイデア等の自由な利用は妨げられることになる。

6 以上の考察によれば、創作性が否定される類型としての「単純な模写」および「ささいな改変」と「アイデアの不可避的表現」および「アイデアの平凡な表現」とでは、その原理はまったく異なるし、創作性の意味も若干差異があるように思われる。

前者の原理は、著作者自身の創作行為の存否自体ないしは存否の認識可能性であるが、後者の原理はアイデアの自由利用である。創作性の意味も、いずれの場合も新規性（今までに誰も考えたことがないという意味で）は要求してないが、前者では、著作者自身の創作行為を要求するにとどまる。他方、後者では、表現の自由度が高い場合にはその中からの選択行為、表現の自由度が低い場合にはこれを超越した表現の創出という意味において、独自性を要求している。しかし、前者も後者も、「著作者の個性的表現」を上位概念として統一的に理解することはできよう。

7 システムサイエンス事件における東京高裁の決定は、CA-9 プログラムに類似する CA-7II プログラムについて、「アイデアの不可避的表現」および「アイデアの平凡な表現」としてその創作性を否定したものである。

同決定は、「『本体側よりデータ入力後の処理ルーチン』の指令の組合せは、ハードウェアに規制されるので本来的に同様の組合せにならざるをえない」として、その創作性を否定した。同一のハードウェア上で一定の機能（アイデア）を果たす指令の組合せ（表現）としては、不可避的な指令の組合せであった。

また、同決定は、「『プリンター動作不能時の処理ルーチン』は、CA-7II プログラムも CA-9 プログラムも共に極めて一般的な指令の組合せを採用している」として、創作性を否定した。

一定の、機能（アイデア）を実行する指令の組合せ（表現）としては平凡な指令の組合せであった。

以上のとおり、同決定は、伝統的な創作性概念をプログラム著作物に適用したにとどまり、特別な創作性概念を新たに持ち込んだものではない。

米国法における創作性とマージ理論

1 米国著作権法は、次のように規定して（102 条(a)）、創作性（originality）を著作物の要件とする。

「著作権による保護は、この法律に従い、著作者の創作にかかる著作物であって、表現の有形的媒体に固定されたものに存する。ここにいう表現の有形的媒体は、現在知られているものであるか将来において開発されたものであるかを問わず、これから直接にまたは機械もしくは装置の助けを借りて著作物を知覚、複製または伝達することができるものをいう」。

たとえば、アルフレッド・ベル・アンド・カンパニー対カタルダ・ファイン・アーツ事件において、第 2 巡回区控訴裁判所は、「創作性」を次のように論じている（*Alfred Bell & Co. v. Catalda Fine Arts* (2Cir. 1951) 191F. 2d99）。

「著作物性に関して『創作性』とは、ある作品のその起源がその著作者に帰するということである。新規性というような大きな制限は課されていないのである。Baker v. Selden 事件において連邦最高裁は『他の作

品からの盗作でないかぎり、書籍は新規性の有無にかかわらず著作権による保護の対象となる。記述または説明された技術等の新規性と著作権の効力とは全く無関係である。』と述べている。……以上のように、憲法は著作物に顕著な独創性や新規性を要件として課していないことが明らかである。従って、我々は、パブリック・ドメインにあるものの複製であっても『識別可能な改変』(distinguishable variation)が存する限り著作性が認められると考えるが、この考えは、憲法に反するものではない。……憲法と著作権法の両方を満足するに必要なことは『単に平凡な』改変以上の何か、即ち『その人独自』の何かと認められるものを著作者が創出したということである。このように、『創作性』とは、単純な複製を禁ずる以上の意味はない」。

この判決にあるように、米国においては、創作性の要件によって「単純な模写」と「ささいな改変」が著作物性を否定されている。

2 米国には有名な「マージ理論」(merger doctrine)という考え方がある。マージ理論は、表現の問題として、アイデアの表現に必然的に付随する表現形式は保護されないという考え方である。連邦最高裁は、有名なベーカー対セルデン事件(Baker v. Selden (S.Ct.1879) 101U.S.99, 11 Otto 99, 25 L.Ed.841)において次のように論じている。

「数学に関する著作物に付与される著作権によって、著作権者は、著作権者が提示した解法およびこれを説明するために使用した図表について、他人による解法および図表の使用を排除できる独占的権利を取得することはない。科学または実用品についての出版の目的は、正に、それに含まれる実用的知見を世界に伝達することにある。しかし、この知見が著作権を侵害せずには使用できないとすれば、この目的は挫折する。それゆえ著作物が教えるところの技術がその本に書かれていた解法および図表もしくはこれに近似したものを使わずには実行できない場合には、このような解法や図表はその技術に必然的に附随するものと考えられ、別の本でこの技術を説明し出版するためではなくその技術を応用するためには、その解法や図表は公衆に帰属するものというべきである」。

アイデアの表現として他の表現形式をとる余地がまったくない場合のみマージ理論が適用されるわけではない。他の表現形式をとることができてもその数が限られている場合には適用される。

「表現形式が一つもしくは良くててもごく限られた表現形式しかない場合、『必ず必要となるトピック』は、1人または数人が1把りしかない表現形式の著作権を取得してしまえば、将来これを使える可能性は失われてしまう」(Morrissey v. Procter & Gamble Co. (1Cir. 1967) 379 F.2d 675)からである。

以上から明らかなとおり、マージ理論は、日本法の創作性の概念として論じた「アイデアの不可避的表現」および「アイデアの平凡な表現」と同じ考え方に立っている。米国法において表現の問題として論じられているマージ理論は、実は日本においては創作性の概念に取り込まれているのである。

3 システムサイエンス事件において、東京高裁は創作性概念によってプログラムの著作物性を否定した。米国法においては、マージ理論によって保護が否定されるにしても、創作性が否定されることはない事件であろう。その意味で、日米において創作性の概念は異なるが、マージ理論を創作性概念に取り込むか別立てにするかの違いだけあって、保護される著作物の範囲は理想的には異なるものではない。

ただ、マージ理論を創作性概念に取り込むか別立てにするかの違いは、訴訟上は差異をもたらすであろう。前者の場合は、創作性の立証の問題として原告が立証責任を負担するのに対して、後者では、マージ理論は抗弁として、被告がその立証責任を負担することになる。

結 び

システムサイエンス事件に対する東京高裁の決定が適用した創作性概念は、前述のとおり、マージ理論に相当するものであった。アイデアの不可避的表現ないしは平凡な表現でしかないプログラムについてその著作物性を否定したことは、マージ理論の理論的根拠からも、伝統的な創作性概念の点からも、正当であると考えられる。

なお、同決定の傍論として述べられている「プログラムにおける『処理の流れ』自体はアルゴリズム」であるという判断は、重要な論点を提供しているように思う。有名な米国のウェラン対ジャスロー事件においては、第3巡回区控訴裁判所は、プログラムの構成 (structure)、処理の流れ (sequence)、構成 (organization) には著作権による保護が及ぶと判示している (Whelan Associates, Inc. v. Jaslow Dental Laboratory, Inc. (3Cir. 1986) 797 F.2d 1222)。また、東京地裁がビデオ・ゲームのプログラムの著作物性を認めたいわゆる「ディグダグ事

件」(東京地判昭 60.3.8 判例タイムズ 561 号 169 頁)のように、ビデオ・ゲームにおいてはプログラムにストーリーがある。小説等のストーリーに著作権による保護が及ぶことは広く認められているところであるから、プログラムにおけるストーリーの表れである「処理の流れ」を直ちに「アルゴリズム」といい切れるものか疑問を感ずる。しかし、この「表現とアイデア」の問題は、本稿の目的とする「創作性」の問題の範囲を越えるので、その検討は別稿に譲りたい。
